

清流の国ぎふ 森林・環境税

清流の国ぎふ 森林・環境税は 令和9年3月まで期間を延長します

岐阜県では、豊かな森林や清らかな川を守るため、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、5年ごとに見直しをしながら、自然環境の保全・再生に向けた取組みを進めています。

自然環境の保全・再生には相当の時間と継続的な取組みが必要であるため、令和4年度以降についても制度を継続することとなりました。

引き続き、県民の皆様、県内の法人の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



清流の国ぎふ森林・環境税のしくみ

	個人	法人
納税義務者	(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、 県内に家屋敷等をもっている方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、 一定の条件を満たす方は非課税です	県内に事務所、事業所などがある 法人等
税額(率)	年額1,000円	資本金等の額により 年額2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします	
徴収の方法	個人市町村民税と併せて市町村が 徴収し、市町村から県へ払い込まれます	法人県民税の申告納付の際に 併せて県が徴収します
課税の期間	平成24年度から令和8年度までの 15年間	平成24年4月1日から 令和9年3月31日までの間に 開始する事業年度分

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



岐阜県

清流の国ぎふ森林・環境税の使いみち

既存の税収と区別し、必要な施策のための財源とします。

森林部門

- 環境保全林の整備（人工林の間伐等森林整備）
- 里山林の整備（危険木の除去、バッファゾーンの整備）
- 脱炭素社会に貢献する森林づくり【新規】
（造林未済地等での再造林等）
- 教育福祉関連施設木造化・木質化、木製品の導入
- 木質バイオマスの利用促進
- ぎふ木育の推進
- 森林空間の活用促進
（観光景観林整備、施設整備、森林空間活用の普及促進【新規】）



里山林の整備（バッファゾーンの整備）



ぎふ木育の推進（ぎふ木遊館）

共通部門

- 地域活動の促進
（各種団体等が行う森づくり・川づくり活動等支援）



地域活動の促進（県民協働による竹林整備）



地域活動の促進（小学校への出前講座）



環境部門

- 野生鳥獣の個体数管理
（ニホンジカ・カワウ等捕獲、担い手育成、調査研究等）
- 自然生態系の保全・再生
（河川清掃、河川・水田魚道等の整備、モデル的な活動の促進等）
- 脱炭素社会ぎふづくり
（脱炭素社会ぎふを支える人づくり、地域循環共生圏構想の促進【新規】）



野生鳥獣の個体数管理（担い手育成）



自然生態系の保全・再生（排水路での生き物調査）

お問い合わせ

- 税の使いみちについて
林政部恵みの森づくり推進課（058-272-8472）
（※令和4年4月1日～ 林政部森林活用推進課）
- 税のしくみについて
総務部税務課（058-272-1153）